

大学入学共通テスト実施方針（追加分）

大学入学共通テスト実施方針（平成 29 年 7 月文部科学省公表）では、「7. 英語の 4 技能評価」において、民間の資格・検定試験を活用するとともに、資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な要件を満たしているものを大学入試センターが認定し、その試験結果及び C E F R の段階別成績表示を要請のあった大学に提供することとしており、具体的には大学入試センターにおいて、参加要件を満たしていることが確認された民間の資格・検定試験が参加する「大学入試英語成績提供システム」を新たに設ける予定である。同方針で明らかにされていなかった事項につき、次のとおり定める。

- 1 高校 2 年時に大学入試英語成績提供システム参加試験（以下「参加試験」という。）を受検し、文部科学省が公表している C E F R 対照表の B 2 以上に該当する結果を有する者で、次の①または②のいずれかの負担を軽減すべき理由があり、かつ、高校の学びに支障がないと学校長が認めた者は、高校 3 年の 4 月から 12 月の 2 回に代えて、その結果を活用することができる。

＜負担を軽減すべき理由＞
①非課税世帯であるなど経済的に困難な事情を証明できること
②離島・へき地に居住または通学していること
- 2 受検年度の 4 月から 12 月を含めた一定期間海外に在住していた者は、受検年度の 4 月から 12 月に受検した、参加試験と同種同名の海外の試験結果を活用することができる。
- 3 病気等のやむを得ない事情により受検できなかった等の者であって特別に配慮すべきとされた者については、受検年度の前年度の参加試験の結果を活用することができる。
- 4 既卒者については、受検年度の 4 月から 12 月の 2 回までの試験結果と併せて受検年度の前年度の試験結果を大学の判断により活用できるよう提供できるものとする。
- 5 各大学は、障害のある受検生の試験結果について、障害の種類や程度によって不利益が生じないように扱うこととする。

大学入学共通テスト実施方針（追加分）策定に当たっての考え方

大学入学共通テスト実施方針については、平成 29 年 7 月に公表したところであるが、別途、検討が必要な内容等について、引き続き、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」検討・準備グループにおいて、検討を進めてきたところ。

このたび、検討・準備グループにおける議論等を踏まえ、大学入学共通テストの実施方針（追加分）を取りまとめた。各項目についての考え方等は以下のとおり。

大学入学共通テスト実施方針（平成 29 年 7 月文部科学省公表）では、「7. 英語の 4 技能評価」において、民間の資格・検定試験を活用するとともに、資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な要件を満たしているものを大学入試センターが認定し、その試験結果及び C E F R の段階別成績表示を要請のあった大学に提供することとしており、具体的には大学入試センターにおいて、参加要件を満たしていることが確認された民間の資格・検定試験が参加する「大学入試英語成績提供システム」を新たに設ける予定である。同方針で明らかにされていなかった事項につき、次のとおり定める。

- 1 高校 2 年時に大学入試英語成績提供システム参加試験（以下「参加試験」という。）を受検し、文部科学省が公表している C E F R 対照表の B 2 以上に該当する結果を有する者で、次の①または②のいずれかの負担を軽減すべき理由があり、かつ、高校の学びに支障がないと学校長が認めた者は、高校 3 年の 4 月から 12 月の 2 回に代えて、その結果を活用することができる。

＜負担を軽減すべき理由＞
①非課税世帯であるなど経済的に困難な事情を証明できること
②離島・へき地に居住または通学していること
- 2 受検年度の 4 月から 12 月を含めた一定期間海外に在住していた者は、受検年度の 4 月から 12 月に受検した、参加試験と同種同名の海外の試験結果を活用することができる。
- 3 病気等のやむを得ない事情により受検できなかった等の者であって特別に配慮すべきとされた者については、受検年度の前年度の参加試験の結果を活用することができる。
- 4 既卒者については、受検年度の 4 月から 12 月の 2 回までの試験結果と併せて受検年度の前年度の試験結果を大学の判断により活用できるよう提供できるものとする。
- 5 各大学は、障害のある受検生の試験結果について、障害の種類や程度によって不利益が生じないように扱うこととする。

＜追加が必要とされた経緯と理由＞

- 別紙のとおり、大学入学共通テスト実施方針（平成 29 年 7 月文部科学省公表）（以下「実施方針」という。）では、「7. 英語の 4 技能評価」において、民間の資格・検定試験を活用するとともに、資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な要件を満たしているものを大学入試センター（以下「センター」という。）が確認し、その試験結果及び C E F R の段階別成績表示を要請のあった大学に提供することとしている。
- これらを踏まえ、センターにおいて、大学入学者選抜における資格・検定試験の活用を支援するための仕組みとして設けられる「大学入試英語成績提供システム」への参加要件が取りまとめられ（平成 29 年 11 月）、申込みのあった資格・検定試験に係る参加要件の確認結果が平成 30 年 3 月に公表された。
- この参加試験について、大学に提供される試験結果は、受検者の負担、高等学校教育への影響や受検機会の複数化の観点も考慮し、実施方針において、高校 3 年の 4 月から 12 月の 2 回までとしているところである。
- 参加試験の実施時期・回数については、すでに一定の成績を得た生徒について、その結果が使えないのは生徒にとって二重の負担であり、高校 3 年時の受検結果に代えて利用可能とすべきとの指摘もなされているところである。また、高校 3 年の 4 月から 12 月の 2 回までの試験を受検できない事情のある生徒への配慮も必要である。
- このような指摘を踏まえ、参加試験の実施時期・回数については高校 3 年生の 4 月から 12 月の 2 回までの試験の活用を原則としつつも、高校の学びに支障がない範囲で、負担を軽減すべき特別な理由がある生徒については、例外措置として、高校 2 年生における一部の試験結果 1 回分を高校 3 年の 4 月から 12 月の 2 回分に代えて活用することができることとした。

なお、2020 年度に実施される 2021 年度大学入学者選抜については、この場合に活用が認められる試験には、参加試験と同種同名の試験で「大学入学英語成績提供システム参加要件」に示す試験監督及び採点の公平性・公正性を確保するための要件を満たし、2019 年度に実施される資格・検定試験を含むものとする。

ここで「高校の学びに支障がない」こと及び「負担を軽減すべき理由」については、学校長が認めることを前提とした上で、①非課税世帯であるなど経済的に困難な事情がある場合や、②離島・へき地に居住または通学する場合という、負担軽減の観点から真にやむを得ない場合に限ることとする。

- さらに、高等学校3年間の英語教育を充実したものとする観点から、通常高等学校の英語の授業を超える水準に到達していると認められる試験結果を要件とすることとし、大学入学共通テストの試行調査で検討されている難易度を踏まえ、これを「CEFRのB2以上」とする。
- この例外措置については、そもそも負担を軽減すべき特別な理由の有無に関わらず、学習指導要領に沿って英語4技能の学習を続けてきた高校生のために2年時までにおける参加試験での一定以上の成績は全て利用可能とするのが当然、との意見（日本私立中学高等学校連合会）もあったが、基本方針で定めた原則、受検者の負担や高等学校教育への影響（例：早期から資格・検定試験対策に追われるとの懸念）を考慮し、家庭や居住地に関し負担を軽減すべき事情のある生徒に限定して認めることとしたものである。
- また、受検年度の4月から12月を含めた一定期間海外に在住していた者も、受検生の意思によらず受検機会が制限される場合があることから、受検年度の4月から12月の間に受検した参加試験と同種同名の海外の試験結果を活用することができることとした。
- これらの例外措置を受けようとする者は、通常の受検期間である高校3年の4月から12月の2回の試験の受検前に必要な手続きに沿ってセンターに申し入れることとする。
- この他、病気等のやむを得ない事情により高校3年の4月から12月に受検できなかった場合など受検生の意思によらず受検機会を得ることができない者であって、特別に配慮すべきとされた者も、受検年度の前年度の参加試験の結果を活用することができることとした。
- なお、実施方針において、今後検討するとされていた既卒者の成績については、高等学校教育への影響がないため、受検年度の4月から12月の2回までの試験結果と併せて受検年度の前年度の試験結果も提供できるものとし、大学の判断により活用することができることとした。各大学においては、受検年度の結果のみ活用することも当然可能である。なお、この既卒者が受検年度または受検年度の前年度に一定期間海外に在住していた場合には、当該時期に受検した、参加試験と同種同名の海外の試験結果を提供することができることとする。
- さらに、障害のある受検生については受検機会が奪われることがないよう、これらの措置に限らず、例えば、聴覚障害のある受検生のスピーキングやリスニングの参加試験の結果の扱いについて、各大学が、受検生の障害の程度を把握することなどにより、不利益が生じないようにすることとする。

大学入学共通テスト実施方針策定に当たっての考え方（平成 29 年 7 月）（抜粋）

7. 英語の 4 技能評価

- 高等学校学習指導要領における英語教育の抜本改革を踏まえ、大学入学者選抜においても、「読む」「聞く」「話す」「書く」の 4 技能を適切に評価するため、共通テストの枠組みにおいて、現に民間事業者等により広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用する。
- 具体的には、以下の方法により実施する。
 - ① 資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものをセンターが認定し（以下、認定を受けた資格・検定試験を「認定試験」という。）、その試験結果及び C E F R（※）の段階別成績表示を要請のあった大学に提供する。

このような方式をとることにより、学習指導要領との整合性、実施場所の確保、セキュリティや信頼性等を担保するとともに、認定試験の実施団体に対し、共通テスト受検者の認定試験検定料の負担軽減方策や障害のある受検者のための環境整備策を講じることなどを促す。

※ C E F R…(Common European Framework of Reference for Languages : Learning, teaching, assessment)の略称。外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠。
 - ② 国は、活用の参考となるよう、C E F Rの段階別成績表示による対照表を提示する。
 - ③ センターは、受検者の負担、高等学校教育への影響等を考慮し、高校 3 年の 4 月～12 月の間の 2 回までの試験結果を各大学に送付することとする。
 - ④ 共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検者・高校・大学への影響を考慮し、認定試験の実施・活用状況等を検証しつつ、平成 35 年度までは実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする。
 - ⑤ 各大学は、認定試験の活用や、個別試験により英語 4 技能を総合的に評価するよう努める。
- なお、認定試験では対応できない受検者への対応のための共通テストの英語試験の実施については、別途検討する。

<英語 4 技能評価の必要性>

- グローバル化が急速に進展する中、英語によるコミュニケーション能力の向上が課題となっており、現行の高等学校学習指導要領（平成 25 年度～）では、授業は英語を用いて行うことを基本とし、英語 4 技能を総合的に育成することが求められている。

また、次期学習指導要領では、小・中・高等学校で一貫した目標を実現するため、外国語の能力を総合的に評価する C E F R 等を参考に、段階的な「国の指標形式の目標」を設定するとともに、統合的な言語活動を一層重視することとしている。

- 大学入学者選抜においては、このような高等学校段階の「読む」「聞く」「話す」「書く」の 4 技能の総合的な育成を一層促すとともに、その能力を適切に評価できるようにすることが必要であり、このことは、グローバル人材育成の取組など、大学教育改革にも寄与することにもなる。

<資格・検定試験の活用の必要性>

- センター試験では、従来、コミュニケーション能力を重視した出題範囲の設定（平成 9 年度～）や、リスニングの導入（平成 18 年度～）等に取り組んできたが、大枠では「読む」「聞く」の能力を中心に選択式で問うものとなっている。

また、「話す」「書く」について、50 万人規模での一斉実施のための環境整備等の観点から、現行のセンター試験のように、大規模、同日に一斉に試験を実施することは困難である。

- 一方、民間の資格・検定試験は、英語 4 技能を総合的に評価するものとして社会的に認知され、一定の評価が定着している。高等学校教育や大学の初年次教育の場でも活用が進み、推薦・AO 入試を中心に大学入学者選抜にも活用されている。

（参考）・大学生の高校生時の英語資格・検定試験の受検状況

約 37%（約 23 万人（推計））（H27 文部科学省委託調査より）

・大学入学者選抜において英語資格・検定試験を活用している大学（H27 年度）

国立大学では、推薦入試 17.1%、AO 入試 14.6%、一般入試 7.3%

私立大学では、推薦入試 30.7%、AO 入試 21.2%、一般入試 6.4%

- 本件に関連して、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について（通知）」（平成 27 年 3 月 31 日文部科学省初等中等教育局長・高等教育局長通知）においても、高等学校や大学等における資格・検定試験の活用を奨励しているところである。

さらに、最終報告でも、「民間の資格・検定試験の知見の積極的な活用の在り方なども含め検討する」とされている。

- これらを踏まえ、大学入学者選抜において、資格・検定試験を積極的に活用することにより、「話す」「書く」を含む英語４技能評価を推進することが有効である。また、このことにより、高等学校までの段階における授業の改善を促進することが期待される。

<検討経緯>

- 英語の有識者等の協力を得て英語４技能実施企画部会を設置し、専門的な検討を進めるとともに、検討・準備グループにおいても重点的に審議を行うなど、英語の資格・検定試験の活用の具体化に向けた検討を進めた。
- 公平性・公正性の観点を含め、民間の資格・検定試験の活用の実現可能性について、主な資格・検定試験団体から詳細な聞き取りなどを実施し、具体化に向けた検討を進めた。
- 関係団体、有識者等に実施方針案（文部科学省「大学入学共通テスト（仮称）実施方針（案）」（平成２９年５月））を示し、意見を求めた。同時に意見募集の手続を行った。
特に、資格・検定試験を活用する場合の共通テストの英語試験の取扱いに関する以下の２案について、いずれの案とすべきかについて意見を求め、検討を行った。

《A 案》

平成３２年度以降、共通テストの英語試験を実施しない。英語の入学者選抜に認定試験を活用する。

《B 案》

共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検者・高校・大学への影響を考慮し、平成３５年度までは実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする。

- 上記２案に対して提出された意見としては、英語の４技能を評価することについては総論として賛同するものが多い一方で、B案としつつ共通テストとして英語試験の継続実施を強く要望する意見（全国高等学校長協会）や、共通テスト英語試験の廃止は認定試験の実施・活用状況を検証した上で判断すべきとする意見（国立大

学協会)、導入時期も含め慎重な検討を促す意見(都道府県教育長協議会)など、A案に否定的で、かつ、共通テストで英語を継続して実施すべきとする意見が多かった。

- このような意見を踏まえ、共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検者・高校・大学への影響を考慮し、認定試験の実施・活用状況等を検証しつつ、平成35年度までは実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする。

この際、英語4技能評価が、早期に多くの大学で実施されることが望ましいことから、各大学は、認定試験の活用や、個別試験により英語4技能を総合的に評価するよう努めるものとする。また、共通テストの出題内容について、英語4技能評価の必要性を踏まえ、必要な改善を行うとともに、その配点等のバランスについても、プレテスト等の実施を通じた検討を行うこととする。

<大学における活用の在り方>

- 各大学の個別選抜においては、認定試験の段階別評価の結果について、例えば、
 - ・ 出願資格
 - ・ 試験免除
 - ・ 得点加算
 - ・ 総合判定の一要素

などの方法で活用することが考えられる。また、文部科学省として、活用事例を複数例示するなど活用を促していく。

成績表示は各認定試験の試験結果のほか、C E F Rに対応した段階別評価により各大学に提供していく。

- 認定試験を活用する場合は、受検者の負担に配慮してなるべく多くの認定試験を対象として活用するよう各大学に依頼する。

<資格・検定試験の認定>

- 学習指導要領との整合性については、「認定」を通じ、認定試験と学習指導要領との対応関係を確認する。

- 採点の質については、各認定試験実施団体に、採点の質の確保に関する客観的な検証を行い、そのプロセスに関する情報を記録・公開することを求める。

あわせて、信頼性向上に対する改善努力を定期的に公表することを求める。

- 異なる資格・検定試験の結果の比較については、各認定試験実施団体に、試験問題、評価の観点、採点基準等がC E F Rと対照していることを示す客観的な検証方法・結果を公表することを求める。

C E F Rと各資格・検定試験との対照表の向上のための検証を継続的に実施する。

<試験結果の集約・提供>

- 現在、センターが大学に対して行っている成績提供業務の一環として、以下のとおり認定試験の結果をセンターに一元的に集約し、大学に提供する。
 - ・ 受検者は、認定試験出願時に、センターへ自らの成績を送付することを認定試験実施団体に依頼。認定試験実施団体は、依頼を受けた受検者の成績をセンターに送付。
 - ・ センターは、大学からの請求に基づき、共通テストの成績とともに認定試験の成績を大学に提供。
- これにより、
 - ①一括した成績提供による大学、受検者、認定試験実施団体の各手続の簡素化とセキュリティリスクの軽減
 - ②成績受領フォーマットの統一による大学における成績集計の事務コストの削減
 - ③センターがデータを蓄積することによる改善、様々な検証が可能となる。
- 実施場所・体制の確保
 - ・ 各認定試験について、できる限り、センター試験と同等以上の実施場所を確保できるよう、試験団体と調整を図る。また、実施期日・回数については、毎年度4月～12月の間に、全都道府県で複数回実施することを求める。
 - ・ 採点者、試験監督者等必要となる人員の質・量を確保することを求める。
(例えば、会場ごとに、認定試験団体が一定の資格を有する試験監督者等を派遣。高校教員にも協力を求める場合は、研修の実施や誓約書の提出等を求めるなど。)
 - ・ 各認定試験実施団体に、障害のある受検者への配慮として、認定試験の実施に当たり、合理的配慮として適切な手段を提供することを求める。
 - ・ 資格・検定試験については、主に各試験団体において資格・検定試験に対する自己評価がなされており、また、現在、第三者機関による評価の在り方についても検討されていることから、これらの効果的な活用の在り方も検討する。

○ 検定料

- ・ 受検者の負担が極力増えないよう、大学受検者全体に対する抑制に加え、低所得者世帯の受検者等の検定料減免等の配慮を求める。

<受検期間・回数>

- 受検者の負担、高等学校教育への影響（例：早期から認定試験対策に追われるとの懸念）の一方、受検機会の複数化の観点も考慮し、一定の回数制限を設けることが適当である。このため、各大学に送付する試験結果は、高校３年生の４月～１２月の２回までとする。

有効期限の取扱いや既卒者の対応については、今後、検討する。

- なお、今後、認定試験では十分に対応できない受検者（例えば、障害のある受検者の一部など）への対応について、取扱いを検討する。

※ 認定、成績収集・提供の詳細なシステムの設計や参加要件は、本実施方針の公表後、更に高等学校・大学関係団体や資格・検定団体等との調整を進め、その後、センターが各資格・検定団体からの認定申請を受けて審査し、認定した資格・検定試験を公表する。

※ 英語以外の外国語の試験については、平成３５年度までは、英語と同様、共通テストにおいて実施する。